

# 企業 PR 用動画作成経費助成

助成額 最大 **20万円**

※対象経費の2/3以内で上限20万円となります。

申請期間 平成30年4月2日（月）～平成31年2月28日（木）  
※申請順に予算の枠取りをし、助成金の予算がなくなり次第受付を終了します。  
※作成・委託契約前にご申請ください

## 対象者

中小企業基本法に規定する中小製造業者および中小情報通信業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。※みなし大企業は除く。

(1)品川区で引続き1年以上事業を営んでいること

(2)法人事業税および法人住民税（個人事業主の場合は個人事業税および住民税）を滞納していないこと

\*「情報通信業」とは、日本標準産業分類における大分類「情報通信業」のうち、中分類「情報サービス業」

## 対象事業

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、自社のPRを目的とした動画を作成することに要した経費等を助成します。（期間内に自社のホームページ上やDVD等の媒体により、完成した動画が確認できることが必要です。）

※ゲームソフトに係るPR動画は対象外になります。

## 対象経費

自社の製品・技術等のPR用動画作成に係る委託費で、平成31年3月までに支払が完了するもの。

※パソコン等設備購入費、ドメイン取得料、サーバ契約料、通信経費、維持管理費等、自社PR用動画作成に直接関係しない経費ならびにコンサルタント経費は対象外になります。

## 助成金額

1社あたり最大20万円（助成率2/3）

## 申請書類

(1) 品川区産業活性化支援事業助成金交付申請書（区指定様式）

(2) 事業実施計画書（区指定様式）

(3) 経費内訳書（区指定様式）

(4) （法人）履歴事項全部証明書（コピー可）

（個人）開業届（コピー可）

(5) （法人）法人事業税納税証明書および法人住民税納税証明書（コピー可）

（個人）個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（コピー可）

(6) 作成した企業用PR動画の概要（URL、公開する時期・場所等）を記載した書面

(7) 上記期間内に企業PR用動画を作成したことが分かるもの（請求書・領収書等）

(8) 企業PR用動画作成経費助成提出書類チェックシート（区指定様式）

※(1)～(3)、(8)の書類は、商業・ものづくり課HPよりダウンロードが可能です。

(<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)

※(6)について、自社ホームページ等で公開しない場合は、動画を確認できる電子媒体（DVD）を添付してください。

※申請時は(1)～(5)、(8)のご提出とし、(6)、(7)については、別途助成金の実績を報告する際にご提出をお願いします。

## 【お問い合わせ】

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL 5498-6340

FAX 5498-6338